

令和元年度千葉県海岸漂着物対策推進協議会 議事要旨

(事務局より資料1・別紙1の説明)

- (環パちば) 別紙1表内「一」部分は事業がなかったということか。
(事務局) 事業が実施されなかったということ。
(御宿町) 回収・処理事業の実施時期は冬場(12~3月)ということだが、夏や秋に実施は可能か。冬場は風向きの関係でほとんどごみが無く、夏前は海藻が根から離れる時期で、処理費用が相当かかる。
(事務局) 回収・処理事業は土木事務所が実施しているので、相談して対応する。
(白子町) どのような判断で実施なしとしているのか。
(事務局) 土木事務所からごみの漂着状況に基づいて決めていると聞いている。今回、重点区域の追加について承認をいただければ、10市町から15市町に増えるが、予算の関係上すべての地点で毎年事業を行うことは難しい。年度によって地点を変更する等で対応していきたいと考えている。
(白子町) 予算を十分に確保してほしい。
(事務局) 予算が効率よく活用出来るよう検討していきたい。

(事務局より資料2について説明)

- (環境財団) 九十九里海岸(山武市・大網白里市・九十九里町・横芝光町)を一体的に選定したいということだが、匝瑳市、長生村が抜けているがどうか。要望がなかったということか。
(事務局) 要望はなかったが、匝瑳市及び長生村に確認を行った。匝瑳市は、ボランティアによって海岸清掃が行われており、海水浴場は現在開設していない。市での清掃活動で十分であると聞いている。長生村は、侵食で砂浜が少なくなっており、海水浴場は砂を入れて開設している状況。海水浴シーズンにはビーチクリーナーをかけており、市での清掃活動で十分であると聞いている。
(環境財団) 何故、匝瑳市及び長生村を指定しないのか説明できるようにしておく必要がある。
(国交省) ①どういう形で国に予算要望しているのか。
②補助率は。
③重点地域に指定されないと補助金が活用出来ないのか。
(事務局) ①重点区域を所管している土木事務所に予算要望を調査し、それを取りまとめて国へ要望している。
②半島振興対策実施地域は8/10、それ以外は7/10である。
③原則指定された地域とされている。
(議長) 環境省が所管している「海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金」を活用して事業を行っており、県が事業を行えば残りを県が負担し、市町村が事業を行えば残りを市町村が負担しているということになっている。

- (環パちば) 内房側は重点区域選定希望がないが、川から流れてきたごみはあると思う。流域の視点もあると良いかなと思う。
- (国交省) 東京湾の港湾区域以外ではべいくりん（東京湾の浮遊ゴミや油を回収する船）を使って清掃をしており、年間130㎥は処理している。また、港湾区域は各港湾管理者が自分の船で清掃を行っている。
令和元年の台風や平成27年の台風の時に大量の木が流れてきて船橋市の湾に溜まった。この時には、べいくりんや各港湾の船がごみの処理に当たったので船橋市が希望しないことに疑問を持ったが、通常時はそれほどごみがないし、内房は海岸が多くないこともあるので希望しなかったとは思いう。
内房は台風とかイベントがなければ通常は漂着が少ないので、希望がなかったのかなとは思いう。
- (議長) 船橋市は、希望していないということか。
- (事務局) 希望はなかった。
船橋市・市川市は、前回協議会時（平成28年）には選定希望があったが、漂着物の量が少ないこともあり、選定しなかったという経緯がある。
- (議長) この事業は、平成21年に制定され、限られた予算の中で事業を実施していたこともあり、重点区域の指定はハードルの高いものとなっていた。現在はだいぶ状況が変わり、今ではある程度の補助金もあり、それを有効に活用していこうというところ。
今回重点区域が5市町増えて15市町となるが、できるだけ予算を有効活用していきたい。
- (県漁連) 漁業者が自ら流竹木等の回収を行っており、困っていないわけではありませんことをご承知いただきたい。
- (環境省) 重点区域選定のハードルが高いと感じた。市町村や団体、ボランティアの取組を活用出来るような選定基準を変えていくのが、法律や補助金の趣旨に合うと思う。基本方針21ページでは、特に効果があるところに実施地点を絞るよう書かれているが、「発生抑制を図るために広域的な取組の実施が可能となるよう配慮することが望まれる」や「複数の都道府県が共同で地域計画を作成することが可能」と書かれており、広く考えてほしいとも見えるので、基本方針の取り扱いについては環境省本所へ確認する。
なるべく色々な方が積極的な取組をしていけるように考えて頂きたい。
- (議長) 例えば、東京湾の廃プラスチック対策だと、九都県市で対策する等色々なやり方があると思う。この制度でどこまで出来るのかももう一度考えていきたいと思う。
- (議長) 今回の5市町の重点区域追加については、御了承頂くということでしょうか。
- (特に意見なし。)
- (議長) 承認頂けたということで、計画の見直し作業に入っていきたいと思います。

- (環境省) もうひとつ。別紙1の発生抑制の部分だが、平成30年度は動画を作成し、重点区域内の小学校に配布したとある。学生への普及というのは大変重要なことだと考えているが、普及させるには県内全小学校に配布したほうが良いと思う。重点地域にしか補助金を活用出来ないというような取り扱いにしているのか。もっと多くの方に海岸漂着物対策を実施してもらえるような発生抑制対策を実施してほしい。
- (事務局) 発生抑制については重点区域のみが対象ではないということは認識している。予算の関係で、重点区域内の小学校となった。その他には、市町村・県の関係機関には全て配布し、貸し出し等も行っている。